

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、作業員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社で作業中にロールコンビテナーの車輪に右足親指を挟まれ負傷した（以下「本件災害」という。）。同日、請求人は、C病院に受診し「右第1指打撲傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書に記載された診断内容は誤診であり、その後、受診したD整形外科で右足親指の骨折が判明し、偽関節で骨がついておらず、内出血もあるため痛みが改善しないこと、腰も同時に痛めてヘルニアになり痛みがあることを主張しているため、受傷部位について検討する。
- (2) 請求人が主張している右足親指の骨折については、本件災害から約1年後の平成〇年〇月〇日に受診したD整形外科の診療録に、「I?第II?中足骨F x F x骨折 コツセその他」との記載があることは認められるものの、本件災害発生日から治ゆ日に至るまで、D整形外科以外の医療機関において骨折に関する診断は認められない。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「X-Pにて明らかな骨傷認めず。」と述べており、請求人が主張する右足親指の骨折が本件災害によることを示す客観的な証拠も認められないことから、請求人の主張は採用できない。
- (3) 腰部の痛みについては、本件災害から約2か月後の平成〇年〇月〇日F脳神経外科・整形外科の検査において、腰椎L5分離症及びL5前方すべり・椎間板膨隆と所見されているが、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、同月〇日までの間、請求人から受傷事実の申告がなく、かつ、腰部の治療が行われておらず腰部の受傷機序が確認できないことから、本件災害との因果関係は認められない。
- (4) 右足の神経症状について、E医師作成の診断書の傷病名欄には、右第1趾打撲傷の他に、「反射性交感神経性ジストロフィー」との記載があるため、当審

査会において改めて医学的見解及び請求人の療養経過を検討したが、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)ないし(エ)上段に説示のとおり、請求人には関節拘縮等の慢性期の主要な症状が認められないため、当審査会としても、請求人の病状は障害等級認定基準に定める反射性交感神経性ジストロフィーとは認められないものと判断する。

(5) したがって、請求人に残存する後遺障害は、右足親指から足全体にかけての痛みと痺れ、常に痛みがあるため歩行運動が制限され、重さのある物を持ち上げたときやランニングをするときに激痛が走るとの請求人の主張、E医師及びG医師の意見から、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)下段に説示のとおり、当審査会としても、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。